

全国後期高齢者医療広域連合協議会

令和元年度広域連合長会議

日時：令和元年6月12日（水）15:00～

場所：都市センターホテル5階「オリオン」

全国後期高齢者医療広域連合協議会
令和元年度広域連合長会議

日時：令和元年6月12日（水）15：00～
場所：都市センターホテル 5階 「オリオン」

[次 第]

- 1 開会
- 2 会長挨拶及び情勢報告
- 3 議事 (ページ)
 - (1) 平成30年度事業報告について……………3
 - (2) 平成30年度決算について……………5
 - (3) 令和元年度事業計画（案）について……………9
 - (4) 令和元年度予算（案）について……………11
 - (5) 役員を選任について……………13
 - (6) 要望書（案）について……………15
- 4 来賓紹介及び挨拶
- 5 要望書手交
- 6 厚生労働省との意見交換
- 7 閉会

<参考資料：別冊>

- 1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約
- 2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿
- 3 全国広域連合長等名簿
- 4 全国広域連合所在地等一覧

議事（１）

平成３０年度事業報告について

平成 30 年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告

平成 30 年度において、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行った。

1 広域連合の意見集約

国等に対して広域連合の考えを示すため、各広域連合の意見を集約した。

- (1) 要望書提出に係る意見集約（6月6日、11月15日提出）
- (2) マイナンバー情報連携の本格運用開始に伴う対応への意見集約（11月12日提出）
- (3) 保険料均等割額軽減特例見直しに対する意見集約（12月25日、2月6日提出）
- (4) 社会保障審議会医療保険部会に対する意見集約（随時）

2 広域連合としての意見表明

(1) 必要な制度改善について国等へ要望した。

- ① 要望書手交（6月6日、11月15日）
- ② 意見書等の提出（11月12日、12月25日、2月6日）

(2) 審議会等に参画し、制度の内容や運営に関する意見を表明した。

- ① 社会保障審議会医療保険部会（4月19日～1月17日 計7回）
- ② 保険者による健診・保健指導等に関する検討会（10月22日～2月14日 計3回）
- ③ レセプト情報等の提供に関する有識者会議（6月14日～3月1日 計4回）
- ④ 高齢者の保健事業の在り方ワーキンググループ（10月1日、3月20日）
- ⑤ オンライン資格確認等検討会議（9月5日～11月30日 計3回）
- ⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議
（9月6日～11月22日 計5回）
- ⑦ 広域連合標準システム研究会（7月5日、12月7日）
- ⑧ 保険者協議会中央連絡会（3月19日）

3 会議の開催

円滑な運営と制度改善に資するために、次の諸会議等を行った。

- (1) 広域連合長会議（6月6日）
- (2) 幹事会（5月24日、11月1日）
- (3) 高齢者医療課との意見交換会（5月24日、11月1日、12月25日、2月6日）

4 地域ブロック協議会の活動

国に対する要望事項や懸案事項等を協議するため、各地域ブロック毎に次の諸会議等を行った。

また、事務局長会議では厚生労働省（高齢者医療課）との意見交換を行った。

- (1) 広域連合長会議
- (2) 事務局長会議
- (3) 専門部会議
- (4) 担当者会議

議事（２）

平成３０年度決算について

平成30年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算書

- ・収入済額 4, 190, 838円
- ・支出済額 2, 450, 975円
- ・差引残高 1, 739, 863円
(差引残高は、平成31年度へ繰り越すものとする。)

収入

(単位:円)

科 目	予算現額	決算額	比較	備 考
01 分担金及び負担金	2,350,000	2,350,000	0	
01 分担金	2,350,000	2,350,000	0	
01 分担金	2,350,000	2,350,000	0	
01 分担金	2,350,000	2,350,000	0	均等割分分担金(50,000円×47団体)
02 繰越金	1,774,000	1,774,293	293	
01 繰越金	1,774,000	1,774,293	293	
01 繰越金	1,774,000	1,774,293	293	
01 前年度繰越金	1,774,000	1,774,293	293	
03 諸収入	2,000	66,545	64,545	
01 預金利子	1,000	15	△ 985	
01 預金利子	1,000	15	△ 985	預金利子
01 預金利子	1,000	15	△ 985	
02 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	66,530	65,530	厚生労働省からの旅費精算(代理出席分)
歳入合計	4,126,000	4,190,838	64,838	

支出

(単位:円)

科 目	予算現額	決算額	不用額	備 考
01 会議費	2,201,000	1,685,245	515,755	
01 会議費	2,201,000	1,685,245	515,755	
01 広域連合長会議費	1,136,000	919,145	216,855	広域連合長会議(6/6)
09 旅費	680,000	518,126	161,874	
11 需用費	103,000	60,477	42,523	
12 役務費	20,000	12,372	7,628	
14 使用料及び賃借料	333,000	328,170	4,830	
02 幹事会費	1,065,000	766,100	298,900	幹事会(2回開催)
09 旅費	1,030,000	757,940	272,060	
11 需用費	10,000	0	10,000	
12 役務費	20,000	7,560	12,440	
14 使用料及び賃借料	5,000	600	4,400	
02 総務費	1,076,000	765,730	310,270	
01 総務管理費	1,076,000	765,730	310,270	
01 一般管理費	1,076,000	765,730	310,270	
09 旅費	922,000	678,220	243,780	社保審 医療保険部会等
11 需用費	35,000	33,276	1,724	
12 役務費	29,000	13,984	15,016	
14 使用料及び賃借料	60,000	40,250	19,750	
18 備品購入費	30,000	0	30,000	
03 予備費	849,000	0	849,000	
01 予備費	849,000	0	849,000	
01 予備費	849,000	0	849,000	
計	4,126,000	2,450,975	1,675,025	

意見書

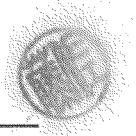
平成30年度全国後期高齢者医療広域連合協議会会計について、決算関係書類を審査した結果、いずれも適正かつ正確であると認める。

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成31年 4月 17日

監事 山形県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 佐藤 孝弘



令和元年 5月 10日

監事 静岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 北村 正平



議事（3）

令和元年度事業計画(案)に
ついて

令和元年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）

1 基本方針

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、全国の広域連合が連絡提携を緊密にし、広域連合相互の情報を共有することにより、各々の広域連合の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行う。

2 事業計画

（1）広域連合の意見集約

次の事項等について、意見を集約する。

- ① 高齢者医療制度の見直し等に関する事項
- ② 制度改善に関する事項
- ③ その他円滑な運営と進展を図るための事項

（2）広域連合としての意見表明

- ① 全国の広域連合から集約した意見をもとに、重要な事項等について国等に提案を行う。
- ② 国で設置された社会保障審議会等に参画し、現行制度の円滑な運営、高齢者医療制度の見直し等に関し、意見を表明する。

（3）会議の開催

- ① 広域連合長会議（広域連合長会議：1回）
本協議会の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長会議を1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合、臨時広域連合長会議を開催する。
- ② 幹事会（幹事会：2回）
広域連合長会議へ提案する事項の審査及び広域連合長会議からの委任事項の議決のため幹事会を開催する。なお、臨時広域連合長会議が開催される場合は、臨時幹事会を開催する。
- ③ 事務局長会議（開催を求められた場合）
会長から審議する事項等について求められた場合は、事務局長会議を開催する。

（4）地域ブロック協議会の活動

各広域連合が抱える様々な課題の解決を図るため、意見交換を行い、諸会議を開催する。

（5）その他、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展に必要な事業

議事（４）

令和元年度予算(案)について

令和元年度 全国後期高齢者医療広域連合協議会予算

収入

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比較	備 考
01 分担金及び負担金	2,350	2,350	0	
01 分担金	2,350	2,350	0	
01 分担金	2,350	2,350	0	
01 分担金	2,350	2,350	0	均等割分担金 50,000円*47団体
02 繰越金	1,739	1,774	△ 35	
01 繰越金	1,739	1,774	△ 35	
01 繰越金	1,739	1,774	△ 35	
01 前年度繰越金	1,739	1,774	△ 35	
03 諸収入	2	2	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
02 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
計	4,091	4,126	△ 35	

支出

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 会議費	2,123	2,201	△ 78	
01 会議費	2,123	2,201	△ 78	
01 広域連合長会議費	1,056	1,136	△ 80	
09 旅費	600	680	△ 80	広域連合長会議旅費（1回）
11 需用費	103	103	0	消耗品費等
12 役務費	20	20	0	会議資料郵送料
14 使用料及び賃借料	333	333	0	会場使用料等
02 幹事会費	1,067	1,065	2	
09 旅費	1,032	1,030	2	幹事会旅費（2回）
11 需用費	10	10	0	消耗品費
12 役務費	20	20	0	振込手数料
14 使用料及び賃借料	5	5	0	会場使用料
02 総務費	940	1,076	△ 136	
01 総務管理費	940	1,076	△ 136	
01 一般管理費	940	1,076	△ 136	
09 旅費	770	922	△ 152	審議会等旅費
11 需用費	35	35	0	消耗品費
12 役務費	29	29	0	通信運搬費・振込手数料
14 使用料及び賃借料	60	60	0	自動車借上料
18 備品購入費	30	30	0	庁用器具費
19 負担金、補助及び交付金	16	0	16	保険者協議会中央連絡会会議運営経費負担金
03 予備費	1,028	849	179	
01 予備費	1,028	849	179	
01 予備費	1,028	849	179	
計	4,091	4,126	△ 35	

議事（５）

役員を選任について

役員 の 選 任 に つ い て

全国後期高齢者医療広域連合協議会次期役員名簿

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこお としひこ 横 尾 俊 彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	とよ だ みのる 豊 田 稔 (北茨城市長)	関東・信越ブロック (茨城県広域連合)
	まえ ば やす ゆき 前 葉 泰 幸 (津市長)	東海・北陸ブロック (三重県広域連合)
	おか ざき せい や 岡 崎 誠 也 (高知市長)	中国・四国ブロック (高知県広域連合)
監事	こ はた ひろし 木 幡 浩 (福島市長)	北海道・東北ブロック (福島県広域連合)
	うえ だ きよし 上 田 清 (大和郡山市長)	近畿ブロック (奈良県広域連合)

議事（6）

要望書（案）について

後期高齢者医療制度に関する要望書（案）

高齢者を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩に伴う長寿命化、社会保障費の増加等によって、大きく変化している。このような中、後期高齢者医療制度の持続性を確保しつつ、保健事業等を通して、高齢者の健康寿命を延伸するためには、更なる検討・改善を行う必要がある。

このため、国において、以下の事項を積極的に対応、実現されるよう要望する。

- 1 後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合は、主に市町村からの派遣職員で構成されているため、専門的な人材育成をしにくい現状にある。安定運営の持続と更なる発展のため、国保改革の実施状況を踏まえ、国から中期的に検討すると回答された運営体制については、より具体的な方向性を早期に示すこと。

また、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、定数上の措置等の派遣しやすい環境を整備するとともに、広域連合が採用する職員についても、国において財政上の適切な措置を講じること。

- 2 マイナンバー情報連携に係る情報照会について、具体的な事務処理マニュアルを早急に提供するとともに、情報照会を抜本的に見直すまでは、関係機関への文書による照会が継続できるよう、各地方公共団体に文書で周知すること。

また、マイナンバー制度に係る標準システムの改修及び医療保険者等向け中間サーバーの運用にあたって、広域連合に財政負担が生じているため、必要な国庫補助を拡充するとともに、広域連合にその作業負担が発生しないような仕組みとすること。

- 3 後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、十分な措置を講じること。

また後期高齢者の保険料負担が急激に増加しないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化する等、制度の安定化を図ること。

- 4 保険料の軽減特例の見直しについて、以下の措置を講じること。

- ① 均等割の軽減特例が見直される9割軽減対象者の中には、年金不受給者や課税世帯に属する者も含まれ、年金生活者支援給付金の支給を受けられない者が存在するため、国による救済措置を講じること。

- ② 元被扶養者に対する所得割額の賦課については、「賦課開始時期を引き続き検討する。」とされているが、実施される場合は、低所得者等の生活に大きな影響を与えるものであるため、現行制度を継続すること。

また、保険料の軽減判定を行うための所得の算定方法については、税法上の所得をそのまま引用できるよう、制度面及び法制面での課題を早急に解決し、早期の政令改正を行うこと。

- 5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるにあたり、令和2年度から本格実施するうえで欠かせない指針・ガイドライン等をできる限り早期に示すとともに、市町村では事業実施に伴い人員不足や財源不足が考えられることから、人員確保や財政支援等、きめ細かい対応を行うこと。
- 6 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者等の支援に要する費用については、その全額を国による財政支援を継続すること。
また、大規模災害に伴い各広域連合が実施する保険料減免や収納率低下に伴う保険料減収分についても、財政支援を行うこと。
- 7 後期高齢者医療制度の周知・広報に係る所要の経費について、国の助成制度を創設すること。
また、制度改正を伴うものについて、各制度の担当部局と十分調整いただき、わかりやすく丁寧な周知・広報を積極的に講じるとともに、実施方法及び実施時期を各広域連合へ早期提示すること。
- 8 後期高齢者の窓口負担のあり方については、「団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する」とされているが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持を基本とし、検討を慎重に進めること。
しかしながら、やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し、十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うとともに、各広域連合に対して速やかに情報提供すること。

以上

令和元年6月12日

厚生労働大臣 根本 匠 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾 俊彦

